

平成30年度第4回市民活動団体支援制度審査会

開催日時 平成30年9月13日（木） 午前10時から

開催場所 生駒市役所401・402会議室

出席者

（委員）中川委員、北浦委員、宮西委員、谷野委員、東川委員、石畑委員

（事務局）清水市民活動推進課長、金子市民活動推進課長補佐、後藤市民活動推進センター所長、西田市民活動推進センター係員

案件1. 平成30年度市民の選択の届出結果について

【中川会長】 それでは、第4回生駒市市民活動団体支援制度の審査会を始めます。

今日の案件は幾つかありますが、最初が平成30年度の市民公益活動団体の選択の届出結果の報告です。まず、これをご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 よろしく申し上げます。

そうしましたら、事務局から平成30年度のマイサポいこまのご報告をさせていただきます。

資料としましては、資料1のA3横長のものになります。

今年度の登録団体数は30団体、届出人数は、真ん中下、一番下になりますが、8,651人、届出率は8.71%となりました。

団体が希望されている支援金の金額に関しましては、483万9,660円に対しまして、届出による支援金額の方は、こちらも真ん中下あたりになりますが673万4,407円と、昨年の682万8,935円に次いで過去2番目に多い額となりました。

届出率に関しましては、昨年度の9.18%には及びませんでした。今年度もPR強化として紹介冊子の見直しを継続させていただきまして、8.71%ということで頑張らせていただきました。

マイサポいこまの届出にあたってですが、今年度の特徴としましては3つほどございまして、1つ目には昨年度に大幅に増えました複数団体選択の届出、昨年度もそういったご説明をさせていただいていますが、今年度はその複数団体、2団体選択であるとか3団体

選択、こういった方々が増えまして、3団体選択が3,129人という実数が40.8%です。こちら表の2団体選択、3団体選択の下のところに括弧書きとなっている数字が実数となっておりまして、2団体選択が784人で10.2%、その右側が3団体選択、3,129人、こちらが40.8%ということで、足しますと51%と過半数の方が複数団体を選択しておられます。

昨年はもう少し少なかったのですが、本年度はより複数団体選択が多くなったということで、団体構成員の方であるとか関係者などの方は比較的1団体選択される傾向があるところから見ますと、複数団体選択の方は一般の市民の方が自主的に支援団体を選択して届出をしてくださった結果ではないかと見ています。

2つ目の特徴としましては、こちらの表には載っていないですが、郵送による届出が昨年度は20.5%でしたが、今年は32.1%と郵送での届出が増えています。これは広報いこまちとともに全戸配布している紹介冊子の文字数を全体的に減らすなどすっきりしたものに改良して、郵送による届出ができる封筒を1面の表紙にさせていただいたことによる効果ではないかというふうに見ております。

3つ目の特徴としましては、昨年度から行っております出前受付です。本年度は市内の82カ所に行かせていただきまして、マイサポいこまの制度のPRとともに、ららポートのPRも積極的に行わせていただきました。こちらの方は昨年度から行っている届出者への抽選プレゼントもさせていただいてPRも加えさせていただいているのですが、今年度はそのプレゼントの受取り場所をららポートにさせていただくことで、センターの場所についても啓発させていただいたことと、実際プレゼントを受取りに来られている方に関しましては市民公益活動について説明をさせていただいた結果、2名の方に個人ボランティアの登録をしていただけました。プレゼントが25名分で、今のところ21名が受取りにこられていまして、2名の個人ボランティア登録ということで、なかなかの成果にはなっているのではないかというふうに思っております。

この届出の結果ですが、団体の皆さんには支援金希望額に対する達成状況をお伝えするとともに、これだけの市民の方が選択していただいていますよ、応援いただいていますよということをお伝えしながら、今後の活動の励みにしていただくようにもお伝えしております。

以上で、平成30年度のマイサポいこまの報告を終わらせていただきます。

【中川会長】 ありがとうございます。

これにつきましては何かご意見やご質問はございますか。いかがでしょう。よろしいでしょうか。

これで見ていると支援希望額が高額な団体には届出していないところが多いですが、少額のところは逆にオーバーしているという現象が起こっていますね。それについてはどういふふうに今後指導というか、言っていっただけですかね。

【事務局】 比較的活動が分かりやすい団体から選択されているように思います。健やか交流塾おもちゃ病院生駒病院など、ふだんの活動でファンがおられる団体であったり、生駒市地域ねこ連絡会の「ノラ子猫 愛のゼロキャンペーン」は、子猫の写真を入れているのと、事業内容などがすごく分かりやすく共感していただける方がおられたり。「猫が好き」とか、「猫を保護してほしい」というお声があり、分かりやすいところがやはりたくさんの方に選んでいただいていたのではないかと思います。

【中川会長】 そうですね。たわわ食堂やひまわりの集いは、むしろ市民の支援の方が多くて団体の申請額の方が小さいということですね。

【事務局】 こういった団体には、先ほどもお伝えした、これだけの応援がありますよという金額というよりは人数をお伝えします。

【中川会長】 これは、支援希望額と届出による支援金額等のこの一覧表がありますよね。これは公開しますか。

【事務局】 既に公開しております。

【中川会長】 では、例えば届出による支援金額に達しないところとオーバーしているところを分けたりとか、なぜそうなったかを考えるような資料を作ってあげたらどうですか。今は、届出番号順ですね。

【事務局】 そうです。

【中川会長】 はい、分かりました。

他に、何かご意見はございますか。よろしいですか。結果報告なので、これでよいでしょうか。

(「はい」の声あり)

案件2. 生駒市市民活動支援金登録申請内容変更承認申請について

【中川会長】 それでは、次の項目に移ります。次は、支援金登録申請内容を変更した

いという承認申請が出ております。今年度は2団体から出ているということですので、このご説明をお願いします。

【事務局】 先ほどと引き続き、資料1の方でまず説明をさせていただきますのでご覧ください。

先ほど申しあげましたとおり、届出の結果、今年度申請のあった30団体のうち希望金額に達したのは19団体ございました。未達成が11団体となっております。この未達成になった11団体におきましては、届出結果を公表した翌日、8月23日から2週間にわたりまして事業規模の縮小を申請できる変更申請期間というのを設けております。その結果、2団体から変更申請の提出がございました。なお、残りの9団体につきましては、自主財源で事業を補填して実施されるとか、支出内容を見直してコスト削減などを工夫するというをおっしゃって、変更せず申請通り事業を実施されるということになっております。

それでは、2団体の変更申請の内容について説明をいたしますので、資料2をごらんください。

まず、団体番号26番、「特定非営利活動法人 幸せな家庭環境をつくる会京阪奈支部」の「第二回生駒積み木フェスティバル-2万個の積み木・ドミノで遊ぼう!-」です。

当初の事業は、2万個の積み木とドミノ製作をして、北コミュニティセンターI S T A はばたきの大ホールで参加者が自由に遊べるという事業を予定されておりました。ただ、市民の選択の届出結果に伴いまして、事業内容を変更されました。その内容といたしますが、開催時間とか場所とかは一切変えずに積み木とドミノの製作を取りやめされるということです。そのかわり、過去に何万個も寄贈されているので、その寄贈した組織や団体に呼びかけて一時的にその日だけ2万個を借りて実施をされます。

収支につきましては、その積み木・ドミノの製作に伴う委託料24万円、そして原材料費25万円がなくなりまして、有償ボランティアの賃金6万3,200円という4月に申請していたものがなくなっております。なお、有償ボランティアの賃金がなくなっていることにつきましては、スタッフは同じ人数を用意するというので、無償ボランティアで依頼をするということをおっしゃっています。その結果、事業に要する経費が4月申請時の64万3,500円から55万3,200円低い9万300円、うち支援対象経費も同額で、支援金の希望額は4月の申請時の32万円から28万508円低い3万9,492円となっております。

続きまして、団体番号29番「特定非営利活動法人 市民活動サークルえん」の『日常生活に簡単プラス』から始まるいこまの防災」です。こちらは防災に関するいろんな事業を行うというものです。当初は防災展を1回、防災に関するセミナーを2回、防災ガイドブックの発行というものを予定しておりました。しかし、市民の選択の届出結果に伴いまして、その2回の防災セミナーを取りやめ、防災展とガイドブックの発行の2つに変更して実施をされます。なお、この防災展につきましては9月30日、今月の末に実施されるということで、選択の届出公表前から事業は動いているということです。

収支について説明いたします。収支につきましては、セミナーにかかる報償費12万円を減じたほか、消耗品費、印刷製本費、保険料、使用料及び賃借料などが少なくなっております。その結果、事業に要する経費が4月の申請時47万5000円から17万1,500円低い29万9,000円、うち支援対象経費も同額で、希望額は4月申請時の23万5,250円から14万2,556円低い9万2,694円となっております。

なお、この2つのそれぞれの支援金希望額は、既に届出結果が公表された後ですので、その結果の金額で出させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきますので、こちらの2団体の変更申請の内容についてご審議賜りますようお願いいたします。

【中川会長】 これについてはいかがでしょうか。ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、変更を認めるということでもよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【中川会長】 ありがとうございます。

案件3. 生駒市市民活動支援金交付決定について

【中川会長】 それでは、次に3つ目ですが、生駒市市民活動支援金の交付決定についてです。交付決定というのは、この資料1の一番右端の表の数字を確認するということですね。

【事務局】 はい。

【中川会長】 それについては何か説明ありますか。もういいですね。

【事務局】 そうですね。

【中川会長】 先ほど説明を聞いていますよね。

ただ、少し気になるのが、気になるというか、もったいないと思うのは、市民がせっかく673万4,407円使っていていいと言ってくれているのに、ミスマッチがあるがために300万ほど使えていないお金が出ているじゃないですか。こういうことについてはどう考えたらいいのかというのはやはり聞かれそうですね。行政としてどう思うかと言われたときね。ルール上やむを得ないことですが、今後こういうミスマッチをなくしていくために次の手をどう打つかということが問われるかとは思いますが。という意見だけです。

この交付決定金額でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【中川会長】 ありがとうございます。

【事務局】 ありがとうございます。

案件4. 生駒市市民活動団体支援制度の運用の見直しについて

【中川会長】 それでは、4番目、生駒市市民活動団体支援制度の運用の見直しについて。これは継続審議にしてきた事項です。

今日、お手元に「運用の見直しについて」という紙が配られております。これは2枚あります。「運用の見直しについて」と、もう1つは「備品購入費及び支援期間」。支援期間と備品購入費の細かい内訳の書類です。

これは2つ論点がありますが、議論に要する時間の関係上、最初は備品購入費について議論したいと思います。それが終わってから支援期間についての議論に入るということでよろしいでしょうか。

それでは、簡単に説明をお願いします。

【事務局】 まず、備品について説明をいたします。

お手元にお配りした資料の2、2枚目の裏側に「2番、備品購入費について」というところがございますので、こちらについて説明をいたします。

まず、以前から出ておりました備品購入費について、条件の再検討ということで、他市の事例等をこちらで調べまして、事務局で今後の運用方法について案を作っておりますので、その案に対してご意見をいただけたらと思っております。

まず傾向といたしましては、そもそも備品を対象外にしている自治体がかなりありました。事業補助のためにそもそも備品は対象外にしているというケースが多くございます。

そして、備品を対象内の経費として出しているところには大まかに2つの制限を設けていると思われます。1つ目が用途での制限です。事業でのみ使われるもの、団体運営とか運用の方には使えないものは買ってよいというものです。2つ目が金額での制限です。そもそも原則リースができるものはリースをしてくださいねという条件などをつけた上で、一品当たりの上限額を設けている。上限何万円までは大丈夫ですというふうなことで、全体の事業費との割合というので設定しているというパターンがあります。

他市の事例を下に載せております。こちらの審査会でもよく名前が出てくる西宮市、そして、マイサポいこまと同様、1%支援制度を実施されている和泉市、一宮市をそれぞれこちらに記載しております。

私どもといたしましては、まず、公金で資産を買うということは事業補助なのであまり積極的というわけではないですが、一品当たりの価値に対しての制限ということと、あと、活動中での必要性、1つの事業をする上でほとんどが備品購入費だったというふうにはならないようにということも私どもとしても考えておりました、案といたしまして単価1万円以上のものを基本、備品として認めようと。ただ、パソコンやプリンターでも安価なものにつきましては、やはり団体運営でも成り立ってしまうようなものがあるので、そういう例外的なものは除いていこうと考えております。

そして、事業補助なので一品当たり5万円を上限として、なおかつ全体の事業の対象経費の中で備品を除く金額の20%もしくは10万円、いずれかの低い方を備品購入費に充てる上限額というふうに設定することで、団体にとっても今までは非常に曖昧なルールだったところを少し明文化しまして、より使いやすいように、この備品だったら買えるというようなものが出せるようにできたらと考えております。

先ほど説明いたしましたこの3つの条件、1万円以上の単価で一品当たり5万円の上限で、対象経費のうち備品の購入額を除いた20%もしくは10万円のいずれか低い方、この3つの案に対しましてご意見をまずいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

【中川会長】 全員にご意見をいただきたいと思います。

宮西委員からどうぞ。

【宮西委員】 そもそも備品が今まではっきりとしていなかった。基本、備品はだめですというのはそれでいいですかね。

【事務局】 はい。

【宮西委員】 その認める備品としては、継続的に使えないもの。1万円以上5万円以内のものは備品とみなすということでしたか。1万円以下はいいということですか。

【事務局】 1万円以下は、消耗品です。

【宮西委員】 消耗品扱いになります。で、1万円超えて5万円以上は当然だめですか。1万円以上5万円以内のものはだめではないということですか。

【事務局】 1万円以上5万円以内のものだったら良いです。

【宮西委員】 5万円以下のもので、その事業に使うものであればオーケーですか。

【事務局】 はい。

【宮西委員】 継続的に使うパソコンとか、そういったものはだめですよ。

【事務局】 はい。継続的にというか…。運営に、転用できるものは。

【宮西委員】 そのイベントのみで使うもの。お祭りをします。ポップコーンの機械を買います。5万円以下です。これは良いですか。

【事務局】 ただ、リースがあるので。

【宮西委員】 あ、リースができる。リースができるものはリースを使ってください。リースが使えない理由をつけていった場合にはと良いということ。

【事務局】 リースができないものであるとか、リースすることよりも購入する方が安いなどです。

【宮西委員】 安くつく。リース代の方が高くなるなら備品として購入できるということですね。

【事務局】 今までは過去の実績の中で、備品はまずほとんど出てきてはおりません。それは申請時に事務局と団体との話の中で備品についての説明をすると理解していただいて、それならリースに回すということがあります。1回のイベントで使う備品などの場合、ほとんどはリースの方が安いですが、草刈り機など継続して1年間ずっと行うような事業で使う備品については、過去3年の中では4万5,000円程度の商品を出して、それを2台買われたというような実績とかはございますので、想定としてはそのようなものを考えております。

【宮西委員】 そういう草刈り機などは良い。

【事務局】 ただ、もしもっと安いところがあったりしたら、それはそちらの方が団体にとってもメンテナンスなどがなくなるのでいいかとは思うので。

【宮西委員】 はい。すみません、質問ばかりで。

【石畑委員】 言葉だけでは、少し分かりにくいかもしれないので、事務局の案をもう1度整理して、皆さん共通認識を持った方がいいと今お話をお伺いして感じました。

ポイントは2つあって、何を備品と考えるかというのは、1万円以上のものは基本的に備品と考えますと。それに対してどういう対応をするかというのがポイントです。1万円以下のものは基本的には消耗品なので何を買ってもいいという意味です。ただ、1万円以下でも最近はパソコンやプリンターなども安いので。でも、特定して例えばパソコンとプリンターは1万円以下でも備品とみなしてだめですと、共用備品ですというのが最初のもので。

もう1つは、具体的に1万円以上の備品が出たときに、どういうものを対象にしていきましょうかというので、上限は5万円までの備品。5万円を超えた物はそもそも認めないという。それと1つ5万円ですから、5万円の物を3つ買って良いというところではなく、全部で10万円以内。

それと、もう1つは、備品を除く事業費について、100万円の事業費があって10万円が備品とすると、残りの90万円の事業費の20%以内、だから18万円より安いか、10万円より安いか。安い方をとるから、この場合は10万円以下になりますというような案でしたよね。

【事務局】 はい、ありがとうございます。

【石畑委員】 それをもとに皆さんどうかと考えていただけたらと思います。

【中川会長】 結局、西宮市と和泉市と一宮市のルールを合成していいところ取りをしたみたいな感じですね。

【石畑委員】 そうですね。

【中川会長】 谷野先生、いかがですか。

【谷野委員】 今、お話を聞いて分かって、基本的には事業で備品がだめというのも理解していますが、ただ、備品がだめということと少し話が外れてしまっていますが、皆さんの事業を行う上でどうしても必要なパソコンやプリンター、そういったいろんな備品類をもともと持っていらっしゃる団体でしたら良いですが、全く持っていない団体がいらっしゃった場合に、こういうところにこれが使えますよとか買わないでもここで使えますといったそういうことをお伝えできれば良いかと思います。私も自治会でやったことがあります、コンビニに行っても1枚ずつプリント、あけてやって、お金入れてというのですので時間がかかったりとか、もちろん大きな垂れ幕みたいなのができなかったりとか、せっか

くやるのにすごい不便を感じておられる団体が多いと思うので、その辺のご指導みたいな形をもっとすれば、備品であまり悩まないで、本来事業で使うものに申請いただけるのかと思いました。

あと、草刈り機というお話がありましたが、ほかにどういうものを想定されていますか。

【事務局】 平成27年度にも同じように耕運機みたいなもの買われているというケースがありましたが、それ以外にも事業を行うための下準備で使う電動工具とか、そういうふうなものは過去ありました。それ以外でも備品として2万円と言ってこられるのは、今回のケースで対象外になります。テントを買うというふうなことは、1万円以上の高いものは難しいということになるのがあります。

基本的に皆さん考えていて、見積もりを取るとリースの方が安いということになることが多いので、かなり出てくるかということとそんなことはあんまりないかと思います。

【谷野委員】 メンテナンス費だめですということですね。メンテナンス費がかかるものに関する費用は含まれないということですね。耕運機とかそういうものをずっと使うので、そういうメンテナンス費は除外ですね。

【事務局】 除外といいますか、団体にとってもリースする場合は、定期的にメンテナンスをしなくてよいという事もあります。草刈り機をホームセンターなどそういったところから借りている団体もあつたりとか、その方がメンテナンスしなくてよかつたり。

【谷野委員】 どうしても金額で切ってしまうと、例えば1万5,000円ですごくいいものがあつた場合、1万円はあれですけど、あとは皆で出し合うのは可能ですか。それはだめですか。

【事務局】 どちらにせよ2分の1補助しかないので、単品で見ると半分は自分たちで何らかの財源を持っていらっしゃいます。

【谷野委員】 そもそもそういう申請のときに、1万円と出しておいて、というのはだめですか。

【宮西委員】 備品自体、対象経費からは外れますよね。

【事務局】 備品は今でも対象経費になっています。

【宮西委員】 対象経費の中に入ってきますか。今回の5万以上の備品を買います、事業計画の中で対象の経費には。

【事務局】 5万円以上の場合には計上されないか、対象外経費として上げられるか。

【宮西委員】 対象外経費。2分の1の助成というのは対象経費の2分の1を自分で出

しますよね。

【事務局】 はい、そうです。

【宮西委員】 事業全体の経費の2分の1ではないですね。

【事務局】 ではなくて、支援金額は対象経費の2分の1で50万円以下なので、そもそも単品の価格が5万円を超える備品であれば、計上しないか、対象外にされるか、どちらかに今後。

【宮西委員】 入れているも全部対象経費にはならないということですね。自己資金で全部出さないといけないということですね、備品扱いになってしまうものは。

【事務局】 備品というか、5万円を超えるものがあるのでしたら。

【谷野委員】 では、7万円のものだけど5万円で一応申請して、2万5,000円は。

【宮西委員】 それはできない。

【谷野委員】 できないということですよ。

【宮西委員】 できない形ですね。

【事務局】 単品価格が5万円以下のもので今考えてはどうかと。

【谷野委員】 ということなので、では、それはもうなしと分かりました。

【中川会長】 奈良県の場合はどうでしたっけ。

【東川委員】 備品は認めていたと思います。県の場合、会計規則上、備品というのは2万円以上になっていたと思いますので、2万円以上のもので、はっきりとは要綱を今覚えていないですが、事業費の20%以内で認めるというような形であったかと思います。

ここにもあるように一般的に使えるようなパソコンやカメラなど通常の団体運営の業務でも使えるようなものではなく、やはり刈り払い機や草刈り機など、そういったものを対象経費として出してこられていた団体は多かったと思います。

【中川会長】 では、石畑委員。先ほどもご発言いただきましたが。

【石畑委員】 事務局の案の説明をさっきさせてもらったのですが、考え方としては、事業に必要な備品というのはやはり、その事業執行には必要だろうということがあるので、一定認めてあげてもいいかと。ただ、財産を買い入れされるわけですから、公金としての助成をするときには一定歯止めが要るだろうと2つの観点で私も話を聞いていたのですが。

今の言っている1万円以上というのは生駒市も一緒に、市役所としては2万円以上を備品と言っています。1万いくらかのプリンターは全部消耗品として買えます、公金としては。ただ、この場合は1%支援というこの制度の中での支援ですから、全く一緒では少し

高過ぎるかなというところで1万円という線がまず、それはあっても。だから、1万円以下は備品扱いしないというのは私もいいかと思います。

上限5万円というのがどうかというのはありますが、やはり高いものを買ったとあまり言い始めると、そういう物も公金で買えるのかという話になるので少しどうかというところもあるので、そういう意味では一定上限を決めるというのはいいということで、5万円の上限というのは1つの考え方ですけどもいいというように思いました。

備品以外の、先ほど県の方でもおっしゃっておられましたが、全体の経費の何%という、これは考え方ですが、人がやる仕事であれば備品はほとんど要らないですね。でも、草刈りをするとかいうときには、事業をするための備品に依存する割合が高い活動もあると思います。そのときに一律20%でいいとは思ったのですが、ほぼほぼ備品になってしまうのもやはりこれはなかなか理解が得られないということで、一定、全体事業費の何%という線がやはり必要かということで、他市の事例を見させていただいたら20%でもありましたので、それぐらいかなという。今の事務局案として、私はまあまあいいのかと考えています。

【中川会長】 では、副会長、いかがですか。

【北浦副会長】 市民団体側の立場から考えると、2分の1の補助なので、あとの2分の1は自己負担されている方というのが実情は多いと思います。私が聞いている限りではですが。そう考えたときに、1万円から5万円であってもその半分しか出ないと。全体事業費の20%と。でも、その半分しか出ないと、半分しか支援してもらえないというふうに考えると、数字が全部半分でしかカウントできないというか。全額補助の場合の備品が全体の20%とか5万円というのは私もよく聞きますが、2分の1となったときにはもう少し緩くても。その事業によっては今言われたみたいに備品にお金がかかる場合もあると思うので、もう少し緩くてもいいかというふうに市民団体側からすればそんなふうに思います。

【中川会長】 緩くするとすれば、どこを緩くしたらいいですか。金額ですか。

【北浦副会長】 全体事業費の比率。

【中川会長】 20%というのを。20%とか10万をもっと緩くすると。

【北浦副会長】 そうですね。そんなに大きな額も通らないとは思いますが。

【中川会長】 全体事業費の20%以下というのは、計算式としては全体事業費から一旦備品購入費に計上している予算を抜いて、さらにそこからそれを20%掛けた額を選ぶ

か、あるいは10万、どっちか低い方を選ぶということですね。

【事務局】 はい。

【中川会長】 20%未満か10万。もっと緩くする。

【北浦副会長】 和泉市は3分の1ですか。

【中川会長】 どこですか。

【北浦副会長】 和泉市が3分の1。

【中川会長】 これは和泉市、3分の1。33%。

【北浦副会長】 そんなには変わらないですが。

【中川会長】 30%。3分の1にしますか。1品当たり上限額を5万というのが生きている場合、10万円が上限やったら、5万円未満の物が2つは買えるわけですよね、論理的には。だから、30%にもし変えたとしたらにどういうところが緩くなるかという、予算規模の小さい団体にとっては有利になるということですね。

【石畑委員】 そうです。

【中川会長】 30%にしてあげますか。和泉市は3分の1でしたら、何で生駒はこれよりきついのか。30%にしませんか。あんまり変わらないと思いますが、小さい団体にとったら少しガードは下がったと思います。では、そのようにしましょう。

奈良県の場合は、備品を認めているということで、たしか私もそうだったと思いますが、かといって事務運営に使うような備品というのはちょっと…。

【東川委員】 認めていないですね。

【中川会長】 認めていないですね。いわゆる団体運営に転用できるようなものは認めていない。何でも認めているわけではないです。

【事務局】 それは何か明示されていますか。1つずつ。

【東川委員】 いいえ、明示されてはないですね。

【中川会長】 いわゆる行政指導ですか。

【東川委員】 そうなりますね。申請の段階でチェックして、再考いただくとかそういう感じです。

【中川会長】 備品についてはこれで議論できましたが、あとよく話題になるのが賃金、それと報償費です。これは、ルール決まっていますね。内部の人員に使うときには賃金を使ってはいけないとか、内部講師に報酬費を支給するのはだめですとか、そういうことですよね。

【事務局】 はい。

【中川会長】 それが内部なのか外部なのか峻別するのは、難しくなかったですか。

【事務局】 メンバー、構成員に入っているかいないかというところで。

【中川会長】 それで見分ける。

【事務局】 はい。

【中川会長】 日当的なものについては認めていないですよ。

【事務局】 それも構成員でなければ、お支払します。

【中川会長】 はい、分かりました。

【東川委員】 奈良県の場合、一応計上するのであれば単価は最低賃金を守ってくださいというのはいっています。

【事務局】 こちらの場合は最低賃金までの額という言い方にたしか。

【東川委員】 だから、最低賃金より低い額ではなくという。

【事務局】 通常のアルバイトであれば最低賃金以上を出さないといけないですが、こちら、生駒市の場合は審査会の方でたしか昨年度か一昨年に議論いただいて、最低賃金以下というところで決めていました。

【事務局】 毎年最低賃金が更新されるたびに、そこは要項上、以下にしています。

【事務局】 そうですね。最低賃金、今年度でしたら790円時間給を上限として対象経費というふうにして、団体構成員は対象外です。結局、先ほどもおっしゃっていただいた2分の1補助になるので、賃金を高くすればするほど団体の負担が多くなるということもあったので、一律そういった考え方で最低賃金を上限にするという、多分そういう考え方ではなかったですか。

【中川会長】 そうですね。少しそれは要検討で研究しておいてくれませんか。最低賃金が上限だということは、最低賃金以下で働かすという、奨励しているということになるし、上限がなくなるとしんどいというのでしたら、どのぐらいが望ましいというガイドラインを出してもいいかと思います。

【石畑委員】 すみません、私が聞いたら怒られますが、今の団体側の負担が増えるということは、市の支援金、2分の1を最低賃金以下にするというイメージですか、ではなくて。

【事務局】 ではないですね。

【石畑委員】 計上してくる賃金の額を最低賃金以下にするということですか。

【中川会長】 上限がなくなってしまうと、膨大な賃金になると団体の自己負担も2分の1なので増えていくでしょうということですか。

【石畑委員】 意図としては最低賃金でいってくださいという意図が多分大きくなって、それを下げてもらわなければならない。実は以下ですから、逆にそれより上げないでくださいという意図ですか。

【事務局】 そうですね。目安を出しているイメージです。

【石畑委員】 ちょっと研究します。

【中川会長】 はい。

【谷野委員】 あんまり「以下」という表現はやめておかれた方がいいですね。

【中川会長】 やめた方がいいと思います。

【谷野委員】 そうですね。

【事務局】 それだったら、「790円/時間（奈良県の最低賃金）を目安として」とか「参考にして」くらいの方がいいですかね。

【谷野委員】 そうですね。以下とはしない方がいいと思います。

【東川委員】 それか、その年の最低賃金を基本というか、明示してするとか。

【中川会長】 高額な賃金になってしまう場合は、むしろ支払うべきは報償費ですよ。単純労務に従事する人に関しては、賃金で支払うべきだと思います。でも、そうではなくて、一定の技術が要るとか知的なノウハウが要るとかといった場合、報償費で払うべき性格のものでしょうか。だから、それは賃金で払ってはいけません。結構、これ補助金の審査するときそういう細かい問題を精査しないといけないですよ。

【事務局】 団体が気持ちで渡したいとか、賃金をお金では渡せませんが、お昼にお弁当だけでも渡してあげたいとか、そういう気持ちがあるという話はよく聞きます。最低賃金以上出してあげてくださいとってしまうと、ワンコイン500円だけでも渡してあげたいという気持ちが出せなくなるというような。そういうところもあるのかと。最低賃金ほどは出せないけど、ワンコインぐらい、来てくれた人に渡してあげたいというのもしかあったと思うので。ただ、そうですね、今は「最低賃金を上限として」となっているので何か考えていきたいと思います。

【中川会長】 それは谷野委員が少し懸念されたのと私も同感ですが、生駒市役所がわざわざ低賃金労働を奨励しているみたいにとられてしまう可能性があるのでは、良くないかと思っています。

【事務局】 はい、分かりました。

【中川会長】 上乘せするにしても、いわゆる日常の賃金の相場というのがありますよね。そんな最低賃金の4倍も5倍もなんていう賃金はないと思いますが。例えば生駒市内のコンビニの賃金を大体の目安にするとか、そういうのも良いですね。

【宮西委員】 対象経費は最低賃金までみたいなことではありますか。たくさん払われていても対象経費として見るのは最低賃金ですと。それ以上は団体の持ち出しですよ、みたいな形になっていますか。

【事務局】 昨年もそのような形で出したところがあります。団体が設定したのが1,000円でした。そうなったときは。

【宮西委員】 対象経費は最低賃金。

【事務局】 はい。その金額の2分の1は補助しますが。

【宮西委員】 出た分は全部持ち出しですと。

【事務局】 はい。

【中川会長】 いずれにしても賃金と報償費についてはまた精査をお願いできますか。これは委員会側からの課題提起です。

次に、支援期間について、持ち越しの課題でしたので議論したいと思います。ご説明をお願いします。

【事務局】 先ほどの資料の裏側、1番、支援期間についてというところと、あと、付随している資料を先に説明いたします。

まず、横長のものは、今からの説明で使用いたしますスケジュールになっております。残り3つがいろんな自治体の審査方法について載っています。それを踏まえまして、支援期間についての説明をさせていただきます。

まず、先ほどの備品と同様にいろんな自治体を調べました。参考として、6自治体をここに載せております。(1)(2)西宮市と豊中市は、よく事例として紹介されるので載せさせていただきます。

(3)(4)(5)、恵庭市、奥州市、市川市につきましては、以前マイサがいこまと同様に1%支援制度をされていた自治体です。今は1%支援制度ではなくて別の補助金制度を取り入れられていますが、その新しい方の制度のものを書いております。6番目が橿原市。こちらは県内の類似団体ということで載せさせていただきます。

これらを踏まえまして、傾向といたしましては、まず、マイサがいこまと同様の1%支

援制度をしている自治体での支援期間の設定は特に設けてはおられません。これは以前も説明したとおりでございます。それ以外のところで助成金制度をしている場合、3年が目安であるケースが多いです。4年、5年、あるいはそれ以上申請ができるというふうな自治体についても、助成金額の上限が下がるということや、審査員による評価をした上でその評価が高い事業だったら継続して申請できるというふうな、一定の条件をつけているような自治体が多くございました。

これらの傾向を踏まえまして、事務局で考えてみましたが、それがこの資料でございます。3年をめどにチャレンジシートという書類を提出してもらいまして、その追加書類を踏まえて4年目の審査に進んでいただくというふうなものです。4年目の審査のときにはこのチャレンジシートを元に直接団体もこの審査会の場にお越しいただいて、審査のところで審査委員の皆様からヒアリングをしていただければというふうに考えております。これを行うことで、団体の自立や発展を促す効果が持てたり、団体にとっては、いつも事務局が審査会での話を団体にお伝えしてという間接的なフィードバックを行っていますが、直接団体が審査委員の皆様からお話をいただけることで客観的に自分達の事業を見ることができ、より一層フィードバックにもつながるのではないかと考えております。

そのチャレンジシートを実際に審査いただきまして、ヒアリングをした上で、問題がなければ2年間延長して申請をすることができると。2年後にまた、まださらに発展する余地があったり、あるいは自立するにはもう少しだけ支援が必要だったりというふうな場合は、さらにまたチャレンジシートを追加で提出していただいて、同様のことを行っていく。以降は2年ごとにその自立性、発展性とかを見直していくというふうなものをできれば、団体の自立も促せるしというふうなことを考えております。

そして、そのチャレンジシートの中に審査項目というものを取り入れた方が、より明確に、団体の皆さんにもご自身の事業のどこが課題で、どこが長所であるということが分かるのではないのかと思ひまして、参考に他市の審査項目をこのように3自治体分用意をさせていただきます。おおむね公益性とか先駆性とか、よくある項目もありますし、それ以外に特徴的なのが地域への貢献性とかというのを入れているところ、そして点数で採点をしているところなど、奈良県の場合は点数を出しているのかどうかまでは私は調べ切れていなくて申しわけないですけれども、そういった項目がありましたので、このチャレンジシートによる支援期間をもう一度見直していこうということと、中にどんな項目を入れたら団体の皆さんがもっと活発に自立に向けて進めるのかという2つの項目について、ま

たご意見を賜れたらと考えております。以上です。

【中川会長】 今おっしゃっていたチャレンジシートを追加提出で2年、2年の話のときの審査項目と言っていたのはどの資料ですか。

【事務局】 後ろに3つつけています。

【中川会長】 神戸市、奈良県、豊中市ですか。

【事務局】 はい。ここに公益性、実現可能性とかいろいろ項目を載せられていて、マイサポいこまについては審査の段階では公益性、有効性、実効性と審査をしていただいています。それは様式には特に載っていないで、事務局の方から団体に対してこういうところを見られますよということだけを説明して、それに留意して申請書を書いていただいていたということがありますが、逆に言うとすごく曖昧なところもあったので、こういうふうな項目を、より具体的なものを設けた方が団体にとっても分かりやすくなるのではないかと思います。この例を出させていただきます。

【中川会長】 ということは、この3つからそれを選び抜いて別途作りますという話ですか。具体的にはその案は出てないですね。

【事務局】 はい。

【中川会長】 はい、分かりました。

ということです。これについてご意見賜りたいと思います。また、先ほどと同じ順番で申しわけないですが。宮西委員から、どうぞ。

【宮西委員】 はい。審査するに当たって、こういう感じで細かくされている方が審査しやすいところはあると思います。実際。今まで3つの項目で見ていたのが、豊中の方ですか、1枚目。公益性であれば3つあって、それぞれがオーケーであれば2点加点されるというようなことだと思いますが、まだこの中からどれが必要で、これは必要ないとまでは見切れていないので分からないですが、この中から必要な部分を抜き出してここをチェックしていきますよというのができ上がれば、おっしゃっていたように団体にも提示して、こういうところを考えて事業計画を立ててくださいというような話もできると思いますので、それはこの中から精査していけばいいかと思います。

これは、だから、チャレンジシート以前に、毎年の分でもこういうのをチェックしていくような形でもいいですかね。今のところはこの2年に1回のチャレンジシートを出す段階での審査項目で、それ以外、新規のところは今までの項目で。こちらとしてはこういうのを目安に審査していてもいいということですよ、これができ上がってくれば。項目

を細かくしていただくのは、審査する方にとってもやりやすいかと思います。

【中川会長】 そうですね。むしろ初めからこれに対応して書く練習した方がよいのではないですか。

【宮西委員】 今回の団体をこれで見たらどうなるのかというのが少し興味はありますが。

【中川会長】 今回の申請書がざっくりし過ぎているのかもしれませんが。この方が何か物すごく説明をうまく引っ張ってくる感じがしませんか。

【宮西委員】 でも、最初出すのは、ここまで見ているよと言われると出す方がしんどいかもしれないですね。こういうことを聞かれると。2年、3年目、継続したいときはやはりここまで考えてもらったらというのはあるかもしれないですが。

【事務局】 今でも申請いただくときの様式の一部ではここまで明確なものではないですから。

【中川会長】 ないですからね。

【事務局】 公共、公益性がありますかという欄というのはございますが。

【中川会長】 社会的背景と支援対象事業の目的のところだけですね、これに対応すると。少しこれに誘導してあげたらどうでしょうか。少なくとも神戸市的なキーワードはこれから入れてもいいですかね。いかなる公益性があるか。それから、社会的効果はどうか。将来的に発展するのか。自立を目指しているのか。それは全部聞いてもいいですね。それで、チャレンジの段階に入ったら、今度はより先駆性とか自立発展性が詳しく聞かれますよというような、そういうステップに入っていったらどうかと。イメージとすると、最初の申請は神戸市レベル、次のチャレンジシートを出す段階では豊中市レベルくらいのことの説明を求められるというような。

【事務局】 このシートを導入したときは多分様式も違い、神戸市とか豊中市のレベルまではなかったもので、こういったような形で書くようにしていただいていたのですが、やはり届出率が下がってきている現状もあって、団体数も下がっている現状もあって、もう少し団体に申請しやすいようにということで様式を改めてこういった形になった経緯はありますが、どちらをとられるかという部分ですね。

【中川会長】 とはいえ、奈良県庁はこれですっとしているので、奈良県レベルでいったらそのぐらいのことには太刀打ちしてほしいなということになりますかね。これより易しいのは神戸市ですが。ただ、神戸市の場合は、書類審査だけではなくて全部審査会を通りますので。

ただこのぐらいのことを書いてほしいと言うと、少し力のあるNPOでないと厳しいという意見はありますね。素人には書けないというような。みんながストレスたまるのが書類の書き方ですよ。だから、今年度の対応としては、この書く欄のところの社会的背景と支援対象事業の目的とか支援対象事業の内容等を記述されるにあたっては、公益性、計画性、効果性、先駆性、将来性等に留意してお書きくださるようお願いしますと、そういうふうにポイントを示唆したらどうですか。だから、様式のところに、社会的背景、支援対象事業の目的のところに書いてありますよね。「問題点や問題解決による効果を含めて書いてください」と書いてある、こここのところに公益性、どういう公益性があるか、どういう社会的効果を求めているか、将来の発展計画、自立計画等についてまで記述してくださいみたいに書いといたらよいのでは。そうすると、これだけの欄では足りないというのが分かってきますよね。キーワードを並べておくだけでも効果があります。

はい。では谷野委員、どうぞ。

【谷野委員】 私も出しやすさというのをやはり一番大事にしたいと思いますが、3年間やってきて、その結果を踏まえて神戸市ぐらいの審査内容を、より具体的に団体が主張したいことをこの項目別に少し書いて、具体的な課題、ニーズだったらどんなニーズなのかとか、そういうふうに書いていただいたら判断しやすいかと思いました。

それ以外に、3年間に皆さんほとんど見たらすごくいい事業をされていて、さらに半分出しながら続けてやっていただいていますので、希望金額よりも支援金額がすごく多い団体もたくさんありますので、今後、3年後に支援制度ではなくて本当に直接団体に寄附をいただいたり賛助していただいたりできるような、そういう仕組み作りのご指導などを一緒にしていただくと、3年後にまた自立になる団体も多いかと思いますが、団体を見ているとみんな忙しくて、そういう寄附をもらったり会員になってもらったりとかそういうことをあまりされていない方が結構いらっしゃるの、そういうところの教育というか、研修というか、そういうのをしていただければと思います。

チャレンジシートを出すのはすごくいいと思いますし、振り返って、あと2年間また支援を受けられるということはすごくいいと思います。

審査内容ですが、もう少しやわらかい言葉の方がありがたいと思います。すいません。

【中川会長】 はい、分かりました。

では東川委員、どうぞ

【東川委員】 チャレンジシートを出していただくというのは、団体の3年の事業を受

けて自立できる方向性に持っていくという趣旨のものであれば、今の内容というのは何か当初事業で考えるべき内容になるのかと。事業を継続してプラス2年間またやっていただいていいという主旨のものであれば、こういう、もう一度、再度その時点で新たに団体の方にも見直していただくという意味では効果はあるのかなというふうには思います。長期間継続して同じ事業を繰り返し毎年やってこられる方々にも、何年間に1回は見直しという意識づけにはなるかと思えます。

【中川会長】 はい、分かりました。

では、石畑委員どうぞ。

【石畑委員】 当初は3年で終了するという話があったと思いますが、やはり生駒市の方針としては団体を育てていくというのが一番メインのところですから、終了させてしまっていていいのかというのをいろいろ事務局の中で考えてくれまして。3年で一旦見直しをしましょう、そのときに本当に自分達でやっていける団体に育ててもらいましょうという意味から考えてくれたことだったので、私もこれは制度としてはいいと、考え方としてはいいと思っています。

先ほど谷野委員もおっしゃいましたが、この制度に足りないほかの収入ですね、団体にとっての収入というのを確保する手だても何かサポートが。何ができるか分からないですが、直接寄附を受けるとかファンディングとかいろんな形があると思いますが、そういうことも何かアドバイスをさせていただければそれはいいことだと、少し別の話になりますが、思いました。

今、東川委員もおっしゃいました、では3年目に何を見るのかというところがやはりこれを見るときの判断になると思います。1つは自立していくことができるかということと、もう1つは拡張性というか、事業の広がりというか、両方見てもいいのかと。今までと違うものもやっていきたいというのであれば、またそれで自立性とは違うかもしれませんが、その2点を見るためのチャレンジシートじゃないかというふうに私の感覚としては思いましたので、基本的な考え方はこの3年で1回チャレンジする。チャレンジするとき何を見るかというのは、皆さんのご意見を聞きながらやっていけばいいのかというのが私の意見です。

【中川会長】 ありがとうございます。

では、副会長、どうぞ。

【北浦副会長】 皆さんと同じく3年ぐらいで見直すというのは、団体にとっても自分

自身の活動を見直せるのでいいかと思います。今、申請書では「過去に同じ事業をしている場合」という欄がありますが、そこに何年目とか、何年度は支援してもらいましたというように丸をできるような、チェックできるような項目がある申請書というのもよくありますので、そんなふうにすると本人たちも自覚しやすいのかと思います。

その見直しの際に、3年たって見直しの際に、やはり発展していったりとか自主財源でやっていけたりするような事業もありますし、そうではなくて継続に意味があるような事業というのものもあるし、行政がやるべきところの半分ぐらいを市民と一緒にしてくれているというような事業もあると思うので、その辺もきちんと審査できたらということと、前回の意見で書いている関連の担当課への意見をヒアリングして、その担当課の負担金と一緒にやれるような事業はそっちに移行してもらおうなど、そういった形など、多様な対応ができるような見直しができたらいいと思いました。

【中川会長】 ありがとうございます。

3年ぐらいたったときにチャレンジシートというのを追加提出してもらって対話をしてもらうということと、気づきを持ってもらうというのが趣旨になってきたかと思います。フィルターにかけてふるい落とすという発想ではなくて、むしろ気づき、発展の場にしたと思います。そうすると、チャレンジという言葉よりステップアップシートの方がいいかもしれないですね、何か向上するみたいで。あるいは踏み込んでいくような。なぜかという、言葉の上で私たちが気をつけないといけないと思うのは、発展や自立などということを書いてしまいますが、さきほど副会長が言われたように発展も自立もありません、活動するのが精一杯ということもありますよね。その場合はどうすれば持続可能にできるかという議論もあると思います。

例えばこれを見ると竜田川流域の美しい街まもり隊は、市民の支援がすごく集まっているのに団体は小さくなっていく一方ですね。こういうのはやはり活動してくれるだけでもありがたいです。だから、「何とか人をつないでいく方法を考えませんか」と思う。ここに自立性と言ってもおかしいですよ。「そこまで言われてまでやりたくない」となっています。竜田川流域をきれいに行っていることでどうして金が入ってくるのかと、マイサがいこましかないとされたとき、困りますよね。今、それが北浦副会長のおっしゃったことですね。持続可能であるという状態に持ち込むための何かお互いの気づきの場を作っていくのも大事かと思います。

それと、私が気になっているのは、個人的な関心ではないですが、生駒市日本中国友好

協会があったのがなくなりました。あれは、食の交流をやっていた、食事の交流を。いわゆる食文化による交流というのは、やはりそれなりにきちっと認めた方がいい。ただ、そこで飲み食いに関しては、少し食べるのはいいとしても飲みはだめとか、何かそんなルールも必要だったかと思っています。国際交流って食べ物の交流がすごいメインです。

だから、何を言いたいかという、自立ということをあまりテーマにするとまずいという気持ちを私は持っています、NPOに対して。それより持続可能な体制作りと言った方がいいかと思います。

ただ、3年たったら話し合いをしましょうみたいなのはいいと思います。向こうの悩みも聞けると思うし、こういう対話の場面というのは必要だと思います。

それでは、これについては大筋この3年でチャレンジシートあるいはステップアップシートを出していただいて、そして、事務局あるいは審査会、どちらでもいいですが話し合いができる、意思疎通できる場面を作りたいということ。これについてはご了解かと思えます。

ほかにご意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、これで本日の審議すべき事項は終わっております。

(「はい」の声あり)

【石畑委員】 中川会長、少しいいですか。

【中川会長】 どうぞ。

【石畑委員】 この資料の説明をしてなかったかもしれません。

【中川会長】 どれですか。

【石畑委員】 チャレンジシート、ステップアップシートの今まで継続して来られている団体をどう扱うかということ、これを説明してもらった方がいいかと思っています。

【事務局】 先ほど3年でチャレンジシート追加という形の説明をお話ししましたが、では、今現在、もう支援制度を使っていच्छる団体もおられますので、全部が一気に3年たって出されるというよりは少しずつしたいという思いがありまして、2017年度以前からこのマイサポいこまを使っていच्छる団体に関しては、2年後の平成32年度にはチャレンジシートを追加していただきたいと。それ以外の、本年度を起点としまして、30年度を起点として、30年度から始まった団体に関しては、3年間やっていただいた後に4年目にチャレンジシートを出すので平成33年度ということで、ちょっとずらして考えていきたいと思っています。

実際に29年度以前から制度を使われていた団体は今年度でいいますと22団体あり、22団体全団体が追加シートを出されるかどうかというところになってきますが、先日、7月の審査会でもお伝えした団体事業、年数的には3年、4年あたりが平均的には多くて、8年間ずっとされていた団体もそれほどおられなかった。10団体もおられないようなそんな状態でしたので、一気に団体がチャレンジシートを追加されるのではなくて、卒業される団体も多いのかと。卒業されるに当たっては、先ほどおっしゃっていただいた自立、発展して事業継続していただけるようなサポートを31年度なりにしていきたいというふうにも思っております。

というふうに、ずらして考えさせていただくというようなことでも大丈夫でしょうか。

【中川会長】 これ、チャレンジシートを提出と書いてあるのは、例えば一番左の表だったら2020年度にとまっているけど、これは間の線に書いてあるから、実際チャレンジシートを作成するのは2019年度中に作成して出すわけですか。

【事務局】 いえ、平成32年度のマイサポいこまに登録申請する際にチャレンジシートを加えて提出していただく。4年目の提案時に。

【中川会長】 提案年度。

【事務局】 はい。

【中川会長】 ということは、2020年度にチャレンジシートを出して、その有効性はまたさらに2年もつと。

【事務局】 2年間。はい。

【中川会長】 ということは、2022年度までもつということですね。

【事務局】 2021年度です。

【中川会長】 矢印上は21で切れていますが。

【事務局】 2020年と2021年を継続実施するためのチャレンジシートというような感じになります。

【中川会長】 これは当該年度でしたか。

【事務局】 はい。

【中川会長】 申請年度中の事業ですね。

【事務局】 はい。4月1日から、今年でしたら16日の、その期間中に今年度の事業を登録申請されるという感じです。

【中川会長】 分かりました。はい、結構です。

それでは、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【中川会長】 それでは、こちらの審査は終わりました。事務局からご連絡事項はございますか。

【事務局】 特にございません。

【中川会長】 それでは、ありがとうございました。

【一同】 ありがとうございました。

―― 了 ――